

土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）（抄）

（特定有害物質）

第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 ニクロロ 四・六 ビス（エチルアミノ） 一・三・五 トリアジン（別名シマジン又はC A T）
- 四 シアン化合物
- 五 N・N ジエチルチオカルバミン酸S 四 クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）
- 六 四塩化炭素
- 七 一・二 ジクロロエタン
- 八 一・一 ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）
- 九 シス 一・二 ジクロロエチレン
- 十 一・三 ジクロロプロペン（別名D D）
- 十一 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）
- 十二 水銀及びその化合物
- 十三 セレン及びその化合物
- 十四 テトラクロロエチレン
- 十五 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
- 十六 一・一・一 トリクロロエタン
- 十七 一・一・二 トリクロロエタン
- 十八 トリクロロエチレン
- 十九 鉛及びその化合物
- 二十 砒素及びその化合物
- 二十一 ふっ素及びその化合物
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 ほう素及びその化合物
- 二十四 ポリ塩化ビフェニル（別名P C B）
- 二十五 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）

第二条～第八条 （略）